

(参考)

本事件に関する指名停止の状況について

(東北・関東・北陸の各地方整備局...12ヵ月,他部局...8ヵ月)

指名停止業者	東北・関東・北陸の各地方整備局	中部・近畿・中国・四国・九州の各地方整備局 国土技術政策総合研究所 大臣官房官庁営繕部 北海道開発局	備考
(株)横河ブリッジ	平成17年5月27日から12ヵ月	平成17年5月27日から8ヵ月	誓約書提出事案及び日本道路公団発注に係る告発による加重
川田工業(株)	平成17年5月27日から12ヵ月	平成17年5月27日から8ヵ月	誓約書提出事案及び日本道路公団発注に係る担当者逮捕による加重

(東北・関東・北陸の各地方整備局...10ヵ月,他部局...7ヵ月)

指名停止業者	東北・関東・北陸の各地方整備局	中部・近畿・中国・四国・九州の各地方整備局 国土技術政策総合研究所 大臣官房官庁営繕部 北海道開発局	備考
石川島播磨重工業(株)	平成17年5月27日から10ヵ月	平成17年5月27日から7ヵ月	日本道路公団発注に係る告発による加重
三菱重工業(株)	平成17年5月31日から10ヵ月	平成17年5月31日から7ヵ月	

(東北・関東・北陸の各地方整備局...10ヵ月,他部局...6ヵ月)

指名停止業者	東北・関東・北陸の各地方整備局	中部・近畿・中国・四国・九州の各地方整備局 国土技術政策総合研究所 大臣官房官庁営繕部 北海道開発局	備考
(株)宮地鐵工所(1)	平成17年5月27日から10ヵ月	平成17年5月27日から6ヵ月	誓約書提出事案による加重
高田機工(株)			
(株)栗本鐵工所(2)	平成17年5月31日から10ヵ月	平成17年5月31日から6ヵ月	
松尾橋梁(株)			
住友重機械工業(株)			
片山ストラテック(株)	平成17年6月20日から10ヵ月	平成17年6月20日から6ヵ月	
トビー工業(株)			

- 1 大臣官房官庁営繕部については、有資格業者としての登録がなされていない(株)宮地鐵工所を除く6社
2 国土技術政策総合研究所については、有資格業者としての登録がなされていない(株)栗本鐵工所を除く6社

(東北・関東・北陸の各地方整備局...8ヵ月,他部局...5ヵ月)

指名停止業者	東北・関東・北陸の各地方整備局	中部・近畿・中国・四国・九州の各地方整備局 国土技術政策総合研究所 大臣官房官庁営繕部 北海道開発局
JFEエンジニアリング(株)	平成17年5月27日から8ヵ月	平成17年5月27日から5ヵ月
(株)東京鐵骨橋梁		
川崎重工業(株)	平成17年5月31日から8ヵ月	平成17年5月31日から5ヵ月
日本橋梁(株)	平成17年6月20日から8ヵ月	平成17年6月20日から5ヵ月
三井造船(株)		
(株)サクラダ		
日立造船(株)		
瀧上工業(株)		
新日本製鐵(株)		
日本鉄塔工業(株)		
駒井鉄工(株)		
日本車輛製造(株)		
(株)ハルテック		
川鉄橋梁鉄構(株)(3)		
佐藤鉄工(株)		

- 3 国土技術政策総合研究所、大臣官房官庁営繕部及び北海道開発局については、有資格業者としての登録がなされていない川鉄橋梁鉄構(株)を除く14社

工事請負契約に係る指名停止等の措置要領

別表第2

措 置 要 件	期 間
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>6 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>イ 当該地方整備局の所属担当官</p> <p>ロ 当該地方整備局の所属担当官以外の国土交通省の所属担当官</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3ヵ月以上12ヵ月以内</p> <p>2ヵ月以上9ヵ月以内</p>

国土交通省指名停止措置要領の運用基準（7 別表第2関係）

- 二 独占禁止法第3条に違反した場合（第5号から第7号まで）は、次のイ、ロ又はハを知った後速やかに指名停止措置を行うものとする。
 - イ 排除勧告に対する事業者の応諾がなされたこと（事業者が応諾を拒否した場合は、審判手続開始決定後違反があった旨の審決が出たこと）
 - ロ 排除勧告を経ないで課徴金納付命令が出され、審判手続開始請求期限までに審判手続開始の請求がなされないこと（事業者が審判手続開始の請求をした場合は、審判手続開始決定後納付すべき旨の審決が出たこと）
 - ハ 刑事告発がなされたこと